

コミュニティスペース利用規約

本規約は、「会員規約」に準じて、「NEXs Tokyo/Nexus Ecosystem Xs Tokyo Project（ネックス・トウキョウ プロジェクト、総称：ネクサス エコシステム クロス トウキョウ プロジェクト）」（以下、「本事業」という。）におけるコミュニティスペース（以下、「本拠点」という。）の利用について定めるものである。

第1条（利用者）

会員規約第8条に従い、本拠点の利用者は会員と会員以外に区分される。

(1) 会員

会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属する個人とする。施設利用に際しては、あらかじめ、主に本拠点を利用すると想定される個人を1企業・団体あたり3名まで施設利用代表者として登録すること。但し、代表者登録していない個人であっても商談への同席、イベント・セミナーへの参加、見学等の目的で施設利用が可能である。詳しい内容や利用方法については事務局に問い合わせること。

(2) 会員以外

上記以外で、別途定める「イベントスペース貸出規約兼使用許可申請書」に基づいて申し込み、許可を得て本拠点でイベント・セミナー等を開催する者、本拠点において開催されるイベント・セミナー等に参加する者、本拠点の視察・見学を行う者とする。

第2条（利用条件）

会員規約第8条5に従い、すべての利用者は、「個人情報保護方針」、「会員規約」、並びに「コミュニティスペース利用規約」（以降「本規約」という。）の内容に同意したうえで利用を開始すること。また、開始に際し、会員は事前に「施設利用者登録兼同意書」を提出すること。会員以外の場合は、利用者個人が都度「一時利用同意書」を提出すること。ただし、会員に限らず参加できるイベント・セミナー等に参加する目的でのみ来館する場合には、この限りではない。

2 本拠点内において利用者が使用できるスペース及び機材等は、会員規約第3条に定める目的達成のため、無料で提供するものである。

3 本拠点では、コピー機の利用や飲料等の提供に関し、実費レベルの費用を徴収する場合がある。また、イベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する有料催事も含まれる。

4 本拠点内で撮影行為を行うことを希望する者は、撮影を希望する日の1週間前までに事務局が定める手続に従い撮影許可申請を行うものとする。

5 事務局が本拠点内での使用を前提に機器・備品等を貸与する場合、利用者は事務局の指示に従いそれらの機器・備品等を管理し、あらかじめ定められた日時までに返却するものとする。利用者は、それらの機器・備品等を複製し又は第三者に譲渡もしくは転貸してはならない。

6 すべての会員は、あらかじめ登録した企業・団体情報や利用者の個人情報に変更が生じた場合には、変更が生じてから2週間以内に事務局から「会員情報変更届」又は/及び「施設利用者変更届」を入手し、記入のうえ提出する必要がある。

7 東京都及び運営事務局が社会情勢その他の事象に応じて別途本施設に関するルールを設ける場合には、これに準拠して本施設を利用すること。

上記の利用条件に合わない活動については、事務局が判断して利用を断る場合がある。

第3条（施設利用の制限）

次に該当する場合は利用できない。利用者は本拠点の運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもと本拠点の安全管理に努めることとする。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (3) 学友会や同窓会活動
- (4) 反社会的な団体等の使用
- (5) 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (6) 本拠点の設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (7) 本拠点の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (8) 前項条件に定める活動以外での本拠点利用
- (9) その他、事務局が利用条件に合わないと判断した活動目的での利用

第4条（施設の入退室）

会員に属する利用者は、初回利用時に事務局が案内する方法に従い、本拠点利用の都度、受付において、利用開始時にチェックインを、当日の利用終了時にチェックアウトを行うものとする。

第5条（利用方法）

本拠点は、利用者がその目的に応じて利活用できる機能として、次のスペースを提供している。

- (1) 共有エリア
 - (ア) エントランススペース（会員スタートアップのプロダクト・サービス紹介スペース）
 - (イ) インフォメーションスペース（受付カウンター含む）
 - (ウ) 電話ブース
- (2) 会員限定エリア（ただしイベント・セミナー等開催時についてはこの限りではない）
 - (ア) ワーキングスペース
 - (イ) パントリー
 - (ウ) ラジオブース
 - (エ) ワークショップスペース
 - (オ) 個室会議室

2 共有エリアのうち（ア）の会員スタートアップのプロダクト・サービス紹介スペース利用

を希望する会員スタートアップは、事務局に申し出ののちプロダクト・サービスの内容に応じて適切な展示期間・位置・方法を協議し、以下の免責事項や留意事項に合意のうえで展示を開始すること。展示開始にあたっては事務局が提示する申込書に記名すること。

＜展示可能なプロダクト・サービス＞

プロダクトそのものやサービス紹介パンフレット等設置可能な形態のもの

＜展示期間＞

3 カ月～会員スタートアップ認定期間（認定期間内であれば展示希望者数に応じて延長可能）

＜展示位置・展示方法＞

紹介スペース内（プロダクト・サービスの形態上平場への設置が困難な場合は本施設内別スペースを活用する可能性あり）

＜その他＞

- (1) 展示にあたり発生する輸送コストは会員スタートアップの負担とすること
- (2) 展示にあたり当該ケース特有の台・器具・その他備品が必要な場合には、東京都及び運営事務局の承認の上、会員スタートアップの責任の範囲内でそれらを設置すること
- (3) 現状復旧は会員スタートアップの負担で実施すること
- (4) 展示物にも本規約第 9 条（免責）が適用されることに留意すること
- (5) 東京都及び事務局の判断で展示期間・位置・方法を変更する可能性があることに留意すること

2 会員限定エリアのうち（ウ）～（オ）の利用に際しては事前予約が必要となる。また、会員に限らずすべての利用者は、「イベントスペース貸出規約兼使用許可申請書」に基づく手続きを経て、会員限定エリアのうち（ア）～（エ）をイベント・セミナー等の会場として使用することができる。

3 共有エリアと会員限定エリアの範囲は、イベント・セミナー等の開催状況によって変更される場合がある。利用者は、適時事務局がオンライン上で公開する施設利用状況を確認するほか、入室時受付にて確認するものとする。

4 詳しい利用ルールについては、本拠点にて掲示している「施設利用案内」に従うものとする。

第 6 条（本拠点の所在地と利用時間）

本拠点の所在地と利用時間は、次の通りである。

所在地： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 4 階

運営時間： 平日 10 時 00 分～22 時 00 分（但し入館受付は 21 時 00 分まで）

土日祝 10 時 00 分～18 時 00 分（但し入館受付は 17 時 00 分まで）

土日祝日の 18 時以降のご利用は要相談とする。また、年末年始や施設の管理運営上の保守点検日等は休館とする。

2 本規約第 5 条 1 に記載の会員限定エリアのうち、（ア）～（エ）をイベント・セミナー等の会場として使用することができる時間帯は、以下の通りである。イベント・セミナー等の会場として使用しない時間帯は、前項の運営時間に従い、すべての会員が利活用できるよう提供する。

(ア) ワーキングスペース：LIVE PARK

片面利用の場合：平日 10:00-21:30/土日祝 10:00-17:30 (4h まで)

全面利用の場合：平日 17:30-21:30/土日祝 10:00-17:30 (4h まで)

(イ) パントリー：Xs Bar

平日 10:00～21:30/土日祝 10:00～17:30 (4h まで)

(ウ) ラジオブース：RADIO STATION

平日 10:00～21:30/土日祝 10:00～17:30 (2h まで)

(エ) ワークショップスペース：WORK STUDIO

平日 10:00～21:30/土日祝 10:00～17:30 (4h まで)

第7条（利用可能設備・備品について）

利用者は次の設備を利用することができる。併記する事項を遵守して利用すること。

- (1) 機器・備品の貸し出しについて：貸出ボックスにある機器・備品については自由に使用して構わないが、使用後は必ず元に戻すこと。イベント・セミナー等の開催時、「イベントスペース貸出規約」に基づき機器・備品を賃借する場合は、定められた手続きを経て使用し、手順に沿って返却すること。いずれの場合も、本規約第2条6を遵守すること。
- (2) 電源の利用：家庭用 100V を提供する。電源タップケーブルより PC 等への電源利用が可能である。利用者 1 人あたり 1 口の使用とする。
- (3) Wi-Fi サービスの利用：セキュリティ対策は利用者の責任により行うこと。
- (4) 空調・照明：共用とする。室温や照度の調節は事務局にて行うため、スイッチ等に触れないこと。
- (5) 喫煙スペース：本拠点及び同フロアは禁煙である。喫煙は同ビル地下 1 階の喫煙スペースで行うこと。
- (6) ゴミ箱：本拠点内で発生したゴミは、所定の分別方法に従い本拠点内に設置されたゴミ箱に廃棄する。ゴミの持ち込み、放置をしないこと。
- (7) 駐車場・駐輪場：本拠点が契約している駐車場・駐輪場はないが、同ビル地下に有料駐車場があることから、利用を希望する場合は別途費用を負担して活用すること。
- (8) コピー機・プリンター：実費で提供する。
- (9) 本拠点内での飲食：原則許可するものの、周囲環境への配慮、利用後の衛生保持などモラルをもって利用すること。事務局が不適当とみなした場合は退去いただく場合もある点に留意すること。

第8条（利用者の責務・禁止事項）

利用者は次の事項を遵守すること。

- (1) 利用者は常に善良なる利用者の注意をもって本拠点及び設備・備品を利用すること。
- (2) 利用に際して、本拠点の設備及び備品を棄損・汚損・滅失したり、他の利用者に損害を与えたりした場合、直ちに本拠点運営スタッフにその旨を連絡し指示に従うこと。この場合、利用者は事務局及び相手方の被った損害を賠償すること。
- (3) 本拠点の住所を以て本店登記を行うこと、郵便物や宅配便の受取先に使用することは禁止

する。

- (4) 飲食において、イベント・セミナーなどの懇親会で主催者側が用意した場合を除き、アルコール類の持ち込みは禁止する。

第9条（免責）

- (1) 利用者が他の利用者の所有物等を棄損・汚損しても、東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- (2) 利用中に生じた利用者の事故、怪我、疾病その他の損害については、その原因に関わらず、東京都及び事務局は一切その責を負わないものとする。
- (3) 利用中に生じた利用者の所有物の盗難・棄損については、その原因に関わらず、東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- (4) 東京都及び事務局は、事務局の故意または重大な過失によらない火災、盗難（情報の盗難を含む）、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負わないものとする。
- (5) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、本拠点の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- (6) 本拠点の電源及び Wi-Fi サービスを利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- (7) 事務局に起因しない電源及び Wi-Fi サービスの不具合について、東京都及び事務局は一切その責を負わないものとする。

第10条（非常事態発生時の対応）

- (1) 館内での火災を発見したときは、直ちに付近の非常警報設備で通報すること。全館の非常ベルが鳴動するとともに、警備会社に自動通報される。防火管理者の指示に基づき、避難路を確保し初期消火に努めるとともに、119番へ速やかに連絡すること。
- (2) 非常警報設備は、火災および非常時以外は使用しないこと。
- (3) 地震、その他の非常事態発生時には、防火管理者または管理会社の指示に従い、適切な措置をとること。
- (4) 火災および地震発生時はエレベーターを使用しないこと。

第11条（規約の変更）

東京都は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。

- 2 東京都は、本規約に変更がある場合には、その1カ月前までに本拠点での掲示及び公式ウェブサイトにて変更内容を告知することとする。

附 則 この規約は、本施設開設日から施行する。

制改定履歴

制定 令和 2 年 8 月 2 7 日【初版】